



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

本章は、4つの基本目標をもとに、令和6年度までの各事業が推進する具体的な実施計画を示します。

基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり

(1) 親子の健康の確保と増進

妊娠から出産、子育て期と切れ目のない子育て支援を行い、子どもと親のこころと身体
の健康確保に努めるとともに、主体的な健康づくりを推進します。また、本計画より
新たに6事業を基本目標1に位置づけ、妊娠から子育てにわたり、悩みを持つ方への相
談体制と子どもと親の健康増進の強化に努めます。

① 安全な妊娠と出産への支援

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| ■ミニママクラス（母子健康手帳の交付） | 妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業を紹介し、各種教室や相談を実施するなど妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。 また、 <u>母子健康手帳交付時は、妊娠届時のアンケートを基に面談後、リスクの判定を行い、妊婦個々の支援計画を作成し妊娠中や産後の支援につなげます。</u> | 健康推進課 |
| ■妊産婦健康診査 | 妊婦健康診査では、健やかな妊娠経過と安全な分娩のため、感染症、妊娠高血圧症候群、貧血などの早期発見と、胎児の発育確認を行います。また、産婦健康診査では産後の体調回復、産後うつ症状の確認を行います。 | 健康推進課 |
| ■妊婦歯科検診 | 妊娠は、口腔環境の悪化の要因であり、口腔環境の悪化による、早産や低出生体重児の出産を防ぐため、 <u>歯科健診・歯科口腔指導を実施します。</u> | 健康推進課 |
| ■ぱぱママクラス | 妊婦及び家庭を対象に、出産・育児に向けての準備として、妊婦体操・分娩経過（呼吸法）、妊娠中の栄養、貧血予防食の調理実習と試食や <u>沐浴・妊娠体験</u> などを行います。また、 <u>妊婦</u> や家族同士の交流や友達づくりの場となるよう実施します。 | 健康推進課 |
| ■一般不妊治療の助成 | 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を行います。 | 健康推進課 |

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| ■不妊・妊活相談 | <u>妊娠を希望される方、不妊に悩む女性の方を対象に、妊娠に向けた健康づくりについて、妊娠や不妊症に関すること、不妊治療についての相談窓口を設置します。</u> | 健康推進課 |
| ■その他の訪問指導 (妊産婦) | <u>妊娠届時のアンケートでハイリスクと判定された妊産婦や妊娠中の支援で訪問指導が必要な方、または希望する方に対し、</u> 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問とは別に家庭訪問を実施します。 | 健康推進課 |

② 母子の健康の保持と増進

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-------|
| ■乳幼児健康診査 | 4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象にした乳幼児健康診査・歯科健診及び、2歳児・2歳6か月児を対象にした歯科健診を行います。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。また、経過観察を必要とする子どもに対しては、電話や訪問による事後フォローを続け、途切れない支援をめざします。 | 健康推進課 |
| ■訪問事業 | (乳児家庭全戸訪問事業) 生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、助産師または保健師が家庭訪問し、乳児の発育状況と、母親の健康状態の確認を行います。母親の心身の負担、育児に対するさまざまな不安や悩みを直接聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、乳児を健やかに育成できる環境を整備するよう努めます。 | 健康推進課 |
| | (その他の訪問事業) こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、関係機関からの連絡等により把握された育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、必要に応じて保健師等が指導・助言を行います。 | 健康推進課 |
| ■予防接種の知識の普及と接種勧奨 | 乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への接種勧奨を図ります。 | 健康推進課 |

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|--|---------------|
| ■ 育児相談の実施 | （乳幼児相談） 乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の成長や健康状態を確認する身体計測のほか、保健師・助産師・栄養士による育児相談、母乳・断乳・離乳食・アレルギーなどの栄養相談、家族計画相談を実施します。子ども同士及び保護者同士の交流の場となるよう実施します。 | 健康推進課 |
| | （3歳児健康相談） 3歳児健診の事後フォローとして、視覚・聴覚の確認と育児・健康相談を実施します。 | 健康推進課 |
| | （面接健康相談） 保健師・栄養士などによる面接相談を随時実施します。必要な場合は専門機関等を紹介するなど適切な支援に努めます。 | 健康推進課 |
| | （心理育児相談） 幼児の保護者を対象に、心理士による育児・発達相談を行い、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する悩みや不安の解消に努めます。 | 健康推進課 |
| | （支援センター育児相談） 必要に応じ子育て支援センターにて、育児や健康に関する相談を行います。子育て中の保護者が集い交流を図る場であるため、個別・グループ相談など保護者の希望に合わせて対応します。 | 健康推進課 子ども課 |
| ■ 教室の実施 | （赤ちゃん教室） 育児不安の解消と子育てに関する正しい知識の普及を目的に、乳児の発育の節目に合わせて赤ちゃん教室を開催します。 | 健康推進課 |
| | （幼児教室） 2歳6か月児歯科健診、3歳児健診の事後フォローとして、希望者に育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。 | 健康推進課 |
| | （予防接種説明会） 転入者を対象に、予防接種予診票の交付と予防接種の受け方を説明するとともに、本町の保健事業の紹介や育児相談なども行います。転入者同士の知人・友達づくりの場となるよう実施します。 | 健康推進課 |
| | （健康教室） 保健師等が子育て支援センター等へ出向いて健康教育を実施します。子どもの発達と感染症についての講義のほか、保健事業の紹介や育児・健康相談なども行います。 | 健康推進課 |
| | （ひまわりっ子） 1歳6か月児健診・2歳児歯科健診の事後フォローとして、希望者には育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。 | 健康推進課 |

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--|---|--------------|
| <p>■ 子育て世代包括支援センター（<u>基本型・母子保健型併設</u>）設置</p> | <p><u>基本型と母子保健型の子育て世代包括支援センターを一つに統合し、妊娠前、妊娠、出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施し、予防的な関わりや問題の早期発見・早期対応に努めます。</u></p> | <p>健康推進課</p> |
| <p>■ <u>32週コール【新規】</u></p> | <p><u>妊娠32週を目安に出産前の不安軽減のため、母子保健コーディネーター等が妊婦に電話訪問を実施し、妊婦相談を行います。</u> <u>また、電話訪問の結果、母子健康手帳交付時に作成した支援計画の評価・見直しを行います。</u></p> | <p>健康推進課</p> |
| <p>■ バースデイコール</p> | <p>出産後早期の不安軽減のため、<u>母子保健コーディネーター等</u>が産婦に電話訪問し、育児相談を行います。 また、乳児家庭全戸訪問のスムーズな実施のために事前連絡も行います。</p> | <p>健康推進課</p> |
| <p>■ 養育支援訪問</p> | <p>乳児家庭全戸訪問の実施結果や母子保健事業において養育支援を必要とする家庭に対し、保健師・助産師等が家庭訪問を実施し養育に関する指導、助言を行います。</p> | <p>健康推進課</p> |
| <p>■ <u>産後ケア事業（宿泊型・訪問型）【拡充】</u></p> | <p>産婦が身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、健やかな育児ができるよう支援を行います。</p> | <p>健康推進課</p> |

(2) 食育の推進

毎日の食事によって、身体がつくられ、食事の質によって健康の質が決まります。生涯にわたって健康で暮らしていくためには、“食”に対する関心や配慮が重要です。そこで、子どもが家庭や地域において、よりよい食生活を送れるよう、また、正しい知識を得ることで“食”への関心が高まるよう、さまざまな場面での食育を推進します。

① 家庭・地域における食育

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| ■食に関する正しい知識の普及 | 家庭・地域において、よりよい食生活が実践されるよう、学校を通じての給食だより等の発行をはじめ、食に関する正しい知識の普及や食育の啓発を行います。 | 学校教育課 |
| ■「早寝早起き朝ごはん」の推進 | 適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠といった生活習慣を、子どもが身につけられるよう、「早寝早起き朝ごはん」を啓発します。また、健診時の問診票を利用した起床時間、朝ご飯の摂取状況の確認は継続実施します。 | 子ども課 |
| ■夏休み親子料理教室の充実 | 栄養や食生活に関する正しい知識を学ぶ目的として、また郷土料理や地産地消の観点からも親子で楽しみながら料理づくりを体験する夏休み親子料理教室を開催します。 | 学校教育課 |

② 保育園・幼稚園、学校における食育

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|--|-------|
| ■保育園における食育の推進 | 食習慣の基礎を培う時期となる保育園等においては、給食試食会、クッキングなどさまざまな機会を活用して、栄養士の食育指導により食育を推進します。 | 子ども課 |
| ■学校における食育の推進 | 児童生徒が食に関する正しい知識と自らの食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、授業や特別活動をはじめ、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。 | 学校教育課 |
| | 小学校期に特産品の守口大根の栽培、つけ込み等を行い、食に関する知識の醸成に努めます。また、地産地消や食育を推進します。 | 土木農政課 |

(3) 小児医療等の体制の確保

安心して子育てができる環境として、小児医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制を整えることは重要です。保護者に対し、小児医療体制の仕組みや相談窓口などの周知を図るとともに、医療関係者などとの連携を図りながら、小児医療体制の整備、充実を推進します。

① 小児医療体制を守るための取組

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--|---------------|
| ■ 病気と受診に関する知識の普及・啓発 | 乳児の病気と医療機関のかかり方について、説明などを行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。 | 健康推進課 |
| ■ 電話相談の周知 | 小児救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、子どもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（#8000）のPRを子育て支援ガイドブック、広報、ホームページなどを通じて行います。 | 健康推進課 子ども課 |

② 小児医療の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| ■ 小児医療体制の確保 | 町と地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域的な連携のもとで休日や夜間の診療体制の整備を図ります。 | 健康推進課 |
| ■ 子ども医療費の助成 | 医療費面での子育て支援として、中学3年生までの子どもを対象に、医療費の助成を行います。今後も安心して医療が受けられるよう継続していきます。 | 戸籍保険課 |
| ■ 未熟児養育医療の助成 | 身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要な未熟児に対して、入院に伴う医療費の自己負担額と食事療養費の助成を行います。 | 戸籍保険課 |

(4) 思春期の保健対策の充実

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、子どもたちのこころや身体のバランスに変化が起こる影響から、さまざまな問題が生じる時期といえます。この時期の問題とその対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えると考えられます。また、母性、父性を育成するうえでも重要な時期といえます。

このような思春期における健康づくりや性に関する基本的な正しい知識の普及、悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

① 性に関する正しい知識の普及

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| ■性の尊重に関する教育の推進 | 思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導体制の確立をします。 | 学校教育課 |
| | 保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を引き続き、推進します。 | 学校教育課 |
| ■HIV（エイズ）・性感染症防止対策の充実 | HIV（エイズ）・性感染症の予防に関する情報提供、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。引き続き啓発を行います。 | 学校教育課 |
| ■スクールカウンセリングの充実 | 小中学生の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。 | 学校教育課 |

※「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的にも社会的にも良好な状態であることを指します。また、「リプロダクティブ・ライツ」とは、性や子どもを産むことに関して自分の意志が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

② 思春期における健康の確保

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-----------------------|
| ■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進 | 学校と保健センターの連携により、保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。 | 学校教育課 健康推進課 |
| ■歯科保健対策の推進 | 小中学校において、歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。 | 学校教育課 |
| ■運動に関する指導の充実 | 小中学校において、安全に運動を行うよう、日常的な運動習慣の定着をめざした指導を行います。また、体力テストの結果分析により、体育授業の充実を図ります。 | 学校教育課 |

基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

保護者をはじめ家族の就労形態の多様化により幼児期の教育・保育は柔軟な対応が求められています。また、子どもが成長していく過程において周囲との関わりや学びは、子どもの将来に大きな影響を与えます。そのため、保育園や幼稚園に対して、将来にわたる人間形成の場として、また、教養を身につける場としても期待が高まっています。こうしたニーズに対応できるよう、子ども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

① 幼児期の教育・保育の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------------------|
| ■ 幼児期の教育・保育の充実 | 適正な入所定員の確保に努め、すべての幼児ができる限り希望する施設型給付を受ける幼稚園・保育園に入所できる体制をめざすとともに、幼児の教育につきましても学校教育課と連携を図ります。 | <u>子ども課</u> 学校教育課 |
| ■ 保育・教育機関の連携 | 町内の保育園・幼稚園について、合同で行事を実施することにより保育士と幼稚園教諭の相互交流を図ります。 また、保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。それに伴い保育士による訪問事業や教諭との共同研修を実施し、相互交流の機会を設けることで、情報の共有化を図ります。 | <u>子ども課</u> 学校教育課 |
| ■ 時間外保育（延長保育）の充実 | 利用者のニーズに対応できるよう、適正な職員配置を行うなど、体制の整備に努めます。 | <u>子ども課</u> |
| ■ 保育施設の充実 | 安全面や設備等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の充実を図ります。 | <u>子ども課</u> |
| ■ 幼稚園の預かり保育の充実 | 保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の協力を要請します。 | <u>子ども課</u> |
| | 保護者の多様な就労形態に対応出来るよう、私立幼稚園の実情把握に努めます。 | 学校教育課 |
| ■ <u>休日保育等の充実【新規】</u> | <u>保護者の子育てと就労の両立を支援するため、高雄南保育園において休日（祝日）保育を実施するとともに、高雄西保育園及び柏森保育園において土曜日共同保育を実施していきます。</u> | <u>子ども課</u> |

② 緊急時における教育・保育の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|------|
| ■一時預かり事業の充実 | 保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育園等に預ける一時預かり事業の充実を図ります。 | 子ども課 |
| ■病児・病後児保育の充実 | 病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育は、仕事と子育ての両立を図る上で重要なサービスです。ニーズに対応できるよう医療機関の協力を得ながら、事業を実施します。 | 子ども課 |
| ■子育て短期支援事業（ショートステイ）の周知と拡充 | 保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、乳児院、児童擁護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用を周知し、広域的な利用を促進します。 | 子ども課 |

③ 経済的支援の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--|---------------|
| ■保育料の軽減 | 子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、本町保育園の保育料及び施設型給付を受ける幼稚園の利用料を国の徴収基準額より軽減します。また、今後も保護者の経済的負担の軽減に配慮して検討します。従来型の幼稚園の利用料の軽減については幼稚園就園奨励費補助を実施し、保護者の経済的負担に配慮します。 また、令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、3歳から5歳までの保育料の無料化を実施しています。 | 子ども課 学校教育課 |
| ■就学援助費の支給 | 子どもの貧困が問題視されている現状において、すべての子どもが学習の機会を得られるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費支給制度の周知に努めます。 | 学校教育課 |
| ■実費徴収に係る補足給付事業 | 令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、新制度に移行していない未移行幼稚園において、実費徴収に係る副食費に要する費用等に対して低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。 | 学校教育課 |

(2) 地域における子育て支援の充実

核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化により、子育てについての支援や協力を得ることが困難となり、子育ての孤立化が問題となっています。そのため、保護者の子育てに対する負担感、不安感が高まっています。保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、かつ保護者同士や地域住民との交流を通して、子育ての経験や不安を共有できることが重要です。誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

① 情報提供・相談体制の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|------------------------|
| ■子育て支援ガイドブックの充実 | 子どもや子育てに関する情報が、必要としている方に確実に届くよう、子育て支援ガイドブックの充実を図ります。 | 子ども課 |
| ■インターネットによる情報提供の充実 | 保育園、小中学校の情報などホームページの子育て支援情報の内容の充実を図り、制度改正等を掲載します。 | 子ども課 学校教育課 |
| ■相談窓口の充実 | 子どもや保護者からのさまざまな相談に対応するため、各種相談事業の周知に努め、充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーと子育て世代包括支援センターの子育て支援員、母子保健型の保健師福祉サービスなど各種相談事業を利用した連携を強化します。 | 健康推進課 子ども課 学校教育課 |
| ■教育相談体制の充実 | 不登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係などの多様な相談に適切に対応できるよう、適応指導教室あいあいにおける教育相談の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| ■民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化 | 民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割を十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。 | 福祉課 |
| ■地域における相談体制の充実 | 子育て支援センター、子育て世代包括支援センターで保育園等の子育て支援に関する相談を行います。また必要に応じて各種専門相談機関との連携を図ります。 | 健康推進課 子ども課 |

② 地域における子育て拠点の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------------|
| ■地域子育て支援拠点事業の充実 | 子育ての不安の緩和等をめざし、2か所ある内1か所の子育て支援センターを 扶桑町児童センター 完成後に移行し、地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。 | <u>子ども課</u> |
| ■園庭の開放 | 保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前の子どもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。 | <u>子ども課</u> |

③ 住民主体の活動支援

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------------|
| ■子育てサークル等への支援 | 地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルのサポートを行います。また、おもちゃの貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。 | <u>子ども課</u> |
| ■ファミリー・サポート・センター事業の充実 | ファミリー・サポート・センター事業は、住民自らがサービス提供者となる新しい形の援助システムです。積極的な周知活動により利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進し、地域住民とも連携し利用の拡大をめざします。また、会員数を増やすため、広報紙やインターネット等に掲載をし、ニーズにあった利用ができるよう情報提供をします。 | <u>子ども課</u> |

(3) 支援を要する子どもへの対応

子どもの心身の障害や、ひとり親家庭などの状況により、自立した子育てが困難な家庭があります。また、経済状況により、生活困窮となる子どもへの支援が必要です。すべての子どもがいきいきと暮らすことができ、保護者が必要な時に協力を得られ、かつ自立した子育てができるよう支援することは重要です。そのため、保護者、子どもの個々の状況やニーズをとらえ、きめ細かな支援を行います。

① 障害のある子どもの保育・教育の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|
| ■障害児保育の充実 | 障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、ともに子どもの発達を促します。同時に、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解によるノーマライゼーション理念 ^{※1} の浸透を図ります。このため、加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。 | 子ども課 |
| ■発達障害早期発見のための支援 | 発達に遅れのある子どもとその保護者を対象に健診事後フォロー教室や、心理育児相談を実施し、早期療育に移行できるよう支援をします。 | 健康推進課 |
| ■児童発達支援事業の充実 | 早期療育のための児童発達支援事業所として、つくし学園が設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。言語訓練等、個々に対する支援プログラムづくりを引き続き行います。 | 福祉課 |
| ■放課後等デイサービス事業の利用支援 | 障害のある就学児童が放課後を安心して過ごせるように、放課後等デイサービス事業の利用についての支援をするとともに事業所の把握に努めます。 | 福祉課 |
| ■療育支援体制の確立 | 保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、療育講座を開催するとともに、福祉児童課、保健センター、保育園、学校、医療機関、障害福祉事業所など、関係機関と連携を行い、適切な対応に努めます。 | 子ども課 |
| ■障害のある子どもを持つ保護者への支援 | 子どもの障害は、親にとっても精神的な負担が非常に大きく、継続的な心の支援が求められます。ピアカウンセリング ^{※2} の場の提供等を通じて精神的負担の軽減に努めます。 | 子ども課 |
| ■インクルーシブ教育の充実 | 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うインクルーシブ教育 ^{※3} を推進します。学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。また、通常学級での、支援の必要な児童・生徒への特別支援員の配置を進めます。 | 学校教育課 |

※1 「ノーマライゼーション理念」とは、1950年代、デンマークのバンク-ミケルセンが提唱した理念であり、障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方を示す。

※2 「ピアカウンセリング」とは、同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのことです。また、『ピア』とは『仲間』という意味です。

※3「インクルーシブ教育」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

② **ひとり親家庭の自立支援の充実**

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|--|------|
| ■ひとり親家庭の自立支援 | 子どもの貧困対策も含め、ひとり親家庭の生活の安定を図り、医療費の助成など経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 | 子ども課 |
| ■ひとり親家庭に対する情報提供 | ひとり親家庭のためのパンフレットを配布するなど情報提供の充実を図り、必要なサービスの利用を促進します。 | 子ども課 |
| ■ひとり親家庭に対する就業支援 | 保護者の経済状況は子どもの生活に影響します。子どもが貧困に陥ることがないように、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、自立支援訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業の周知を図り、就業支援に努めます。 | 子ども課 |

(4) 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスを重視し、住民一人ひとりが充実した生活を送ることが求められています。「仕事」は、個人の暮らしを支え、経済的に自立することは、企業や社会全体の活力と成長力を高めます。同時に、子育てや介護、地域交流などの「生活」の充実があってこそ、やりがいや喜びも倍増します。男女ともに働くすべての保護者が「仕事」と「生活」の調和のとれた、ゆとりある子育てを推進します。

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| ■ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 | ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、意識啓発を図ります。 | 関係各課 |
| ■ 柔軟な就労形態の推進 | 多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者にジョブシェアリング ^{※1} や労働時間の短縮、フレックスタイム制度 ^{※2} 等の各種制度の情報発信に努めます。 | 都市政策課 |

※1 「ジョブシェアリング」とは、通常、フルタイム勤務者1人で担当する職務を2人以上が分担し、評価・処遇もセットで受ける働き方です。仕事と育児、介護、勉強などとの両立を可能にするワークシェアリングの一形態で、より多くの人材に雇用機会を与える方法として注目されています。

※2 「フレックスタイム制度」とは、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができます。

② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| ■ 育児・介護休業制度等の周知 | 関係機関と協力して、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。また、関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページにて情報発信をします。 | 都市政策課 |
| ■ 再就職のための支援 | 再就職を希望する方に、就職のための情報を提供します。 また、 <u>就職フェアを開催し、再就職を支援します。</u> | 都市政策課 |
| | 関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する情報収集に努め、商工会等と連携し啓発を行います。 | 産業環境課 |

③ 男女共同参画の推進

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|---------------------|
| <p>■ 男女共同参画の意識啓発</p> | <p>男女共同参画に関する講座やセミナーの開催、及び広報紙の男女共同参画コラム等への記載や、パンフレットの配布により幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民の参加を得られるように努めます。</p> | <p>地域協働課</p> |
| <p>■ 男性の子育て参加の促進</p> | <p>育児や子育てに男性が参加・協力するため、沐浴や妊婦体験がパートナーとともに経験できる教室事業を実施します。</p> | <p>健康推進課</p> |

(5) 子どもと家族の人権を守るための支援

家庭内の子どもへの虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの事件が多く取り沙汰されていますが、このような事件は決して特殊なことではなく、どこでも誰にでも起こりえます。子どもの健やかな成長のため、すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、子どもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

① 子どもの人権に関する啓発

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|---------------------------------|----------------|
| ■人権教育の推進 | 学校教育において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。 | 戸籍保険課 学校教育課 |

② 児童虐待・DVの防止

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--|--------------|
| ■児童虐待防止ネットワーク会議の充実 | 児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取組が行われるよう、保育園、学校、保健センター、民生委員・児童委員等見守る関係機関に、警察、スクールソーシャルワーカー、子育て世代包括支援センター等を加えて連携を強化します。 | 子ども課 関係各課 |
| ■児童虐待に対する相談の充実 | 被害にあった子どもや親等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の充実を図ります。 | 子ども課 |
| ■児童虐待防止の啓発 | 住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。 | 子ども課 |
| ■要保護児童の支援と見守りの充実 | 児童からのSOSを見逃さないよう児童とその家族の支援や見守りを関係機関と連携して行うため、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議にて児童相談センターからの指導に基づき、子育て世代包括支援センターや関係機関で情報共有します。また、家庭訪問等の頻度を多くし、児童やその家庭の様子を確認することに努めます。 | 子ども課 |

基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり

(1) 子どもの健全育成対策の充実

子どもたちが、のびのびと自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や自分自身や他人を思いやること、たくましく生きるための健康なからだを育むことが重要となります。さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域が一体となって子どもの生きる力を育てていけるよう、地域活動や地域に溶け込んだ子どもの居場所づくりを推進します。

① 地域活動の推進

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| ■ 世代間交流の促進 | 次の時代を担う子どもたちに地域の文化・伝統を伝えていくことは豊かなまちづくりにつながります。 <u>扶桑町児童センターにおいて多世代間の交流を促進します。</u> | 子ども課 |
| ■ 子ども会活動の支援 | 子ども会活動を子どもが主体的にできるよう、子ども会連絡協議会との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。 また、地域の活性化に繋がる子ども会活動が継続的に運営できるよう、扶桑町子ども会連絡協議会と連携して、イベントの企画・開催、補助金の交付、安全共済会への加入などの支援を行います。 | 生涯学習課 |
| ■ 総合型地域スポーツクラブの支援 | 子どもから高齢者まで世代を超えて、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、魅力あるスポーツ教室の開催に向けて総合型地域スポーツクラブの支援を行います。 また、総合型地域スポーツクラブが自立して運営できるよう引き続き支援を行います。 | 生涯学習課 |
| ■ スポーツ少年団の活性化 | 子どもの身体・運動機能の向上と地域の連帯感を培うためにスポーツ少年団の活性化を図ります。また、地域の指導者の養成に努め、誰もが参加できる組織づくりをめざします。 | 生涯学習課 |

② 子どもの居場所づくり

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|--------------------|
| <p>■ 放課後子ども広場の充実</p> | <p>小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、放課後に子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進するため放課後子ども広場の充実を図ります。 また、放課後子ども広場への地域住民の参画を促すため、ボランティアとして広場に協力いただく個人及び団体の登録数を令和元年度時点より増加するよう努めます。</p> | <p><u>子ども課</u></p> |
| <p>■ 放課後児童クラブと放課後子ども広場の連携</p> | <p>放課後児童クラブ及び放課後子ども広場は既に全小学校区で実施しています。今後、放課後子ども総合プランに基づいて学校施設の活用を基本とした両事業の一体的な連携により、実施に向けての事業を計画し進めます。</p> | <p><u>子ども課</u></p> |
| <p>■ 地域資源を活用した居場所づくり</p> | <p>公園をはじめ地域の既存施設を活用して、地域の協力のもと、子どもの遊び場・居場所づくりを進めます。</p> | <p><u>子ども課</u></p> |
| <p>■ <u>扶桑町児童センター</u>を活用した居場所づくり</p> | <p>児童館を建設し、子どもの居場所を提供します。 <u>令和5年度開館</u>予定となっています。</p> | <p><u>子ども課</u></p> |
| <p>■ <u>放課後児童クラブの充実【新規】</u></p> | <p><u>児童の健全育成と保護者の就労を支援するため、放課後児童クラブを各小学校内に設置するとともに、利用学年を小学1～6年生とし、通常土曜日にも1クラブで開所を実施していきます。</u></p> | <p><u>子ども課</u></p> |

(2) 教育環境の充実

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と人間性を育むため、学校だけでなく、地域の教育力を活かした教育環境づくりを推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

① 学校教育の充実

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|--|----------------------|
| ■学力の確実な定着 | 学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や少人数指導教員の配置などにより、個々に応じたきめ細かな学習指導を進めます。また、教員の資質向上に向けての研修を進めます。 | 学校教育課 |
| ■体験学習の充実 | 総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかわる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育みます。 | 学校教育課 |
| ■情報モラル教育の充実 | 子どもの情報モラルの向上とインターネット依存の予防をめざし、家庭との連携のもと、インターネットの適切な利用方法等を内容とした情報モラル教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| ■部活動への支援 | 地域から指導者を招くなど、地域の教育力を活かした部活動の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| ■特色ある学校づくり | 地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりをめざします。また、 <u>順次学校運営協働協議会と連携し、地域に開かれた学校づくりを進めます。</u> | 学校教育課 |
| ■保育・教育機関の連携（再掲） | 保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。 | 学校教育課 <u>子ども課</u> |

(3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと子育てに必要な知識を身につけ、主体的に子育てにかかわることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行います。また、若者が家族・社会の一員として、さらに次代の親として、地域における体験活動や小さな子どもたちとのふれあいを通して、子どもや家庭の大切さや働く意義を感じられるための支援を進めます。

① 親育ちの支援

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-----------------------|
| ■ 身近な場所での子育て相談等の開催 | 子どものしつけや接し方など子育てに悩んでいる家庭が多いことから、子育て支援センター、保育園、保健事業などを活用して、「子育て世代包括支援センター（基本型）」を設置し、身近な場所での子育て相談などを実施します。 今後は、保健センターが開所する母子保健型と連携を図り、相談事業を強化します。 | 子ども課 健康推進課 |
| ■ 家庭の教育力を高める情報提供 | 子育てに必要な知識や技術を学べるよう、さまざまな機会を通じて子育て情報を提供します。また、親同士が交流できる場の確保について検討します。 | 子ども課 |
| ■ 地域活動への参加促進 | 子育ては地域の見守りの中で行われるべきものです。これから子どもを生み育てる若い男女や子育て中の若い世代の地域活動への参加を促進します。 | 関係各課 |

② 次代の親の育成と若者の自立支援

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|---|--------------|
| ■ 中学生の保育体験の推進 | 少子化の進行により小さな子どもと接する機会の少なくなった中学生と園児がふれあう機会として、保育園で体験保育実習の実施を行います。 | 子ども課 |
| ■ 若者の就労意識の高揚 | 学校と地元企業等が協力した職場体験を促進し、若者の就労意識の高揚を図ります。 | 学校教育課 |
| ■ 若者の就労支援 | ハローワークなど関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。 また、若者またはその保護者を対象とした、キャリアカウンセラーによる出張相談の場を設けます。 | 都市政策課 |

基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり

(1) 子どもの安全確保

子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域が一体となって子どもの安全を見守る体制を整備します。また、子ども自身の危険を回避する能力を養うことができるよう、犯罪や災害、交通事故等における安全教育を推進します。

① 子どもを犯罪から守る仕組みづくり

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| ■ スクールガードによる見守り体制の強化 | 子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため保護者や地域住民によるスクールガードを配置するとともに、児童生徒が危険から身を守る方法を身につけるよう指導します。引き続きスクールガードを中心に見守り活動を行います。 | 学校教育課 |
| ■ 緊急避難所の充実 | 子どもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子ども110番の家」(緊急避難所)等、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実とPRを図ります。 | 学校教育課 |

② 子どもを災害・交通事故から守る仕組みづくり

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|---|----------------|
| ■ 交通安全教育の充実 | 子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察との連携により実施します。今後も関係機関の協力を得ながら啓発活動を実施します。 | 防災安全課 |
| ■ 防災教育の推進 | 防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。 | 防災安全課 学校教育課 |
| ■ 街路灯の整備 | 防犯対策及び安全対策の観点からも街路灯の整備を進めます。 | 都市政策課 |

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

快適な子育て環境に必要なのは「ゆとり」です。すべての子どもと親が安心して暮らせる「ゆとりある空間」の創造は、次の時代を担う子どもたちに必要な投資です。こうした視点から、すべての子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備に努めます。

① 良好な住環境の整備

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|----------------------------------|-------------|
| ■ 福祉向け県営住宅に関する情報提供 | ひとり親家庭等に対する福祉向け県営住宅に関する情報を提供します。 | <u>子ども課</u> |

② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

| 施策 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| ■ ユニバーサルデザイン※の推進 | 公共建築物等の整備にあたっては、だれにでも使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を推進します。 | <u>都市政策課</u> 関係各課 |
| ■ 子どもに配慮した空間整備 | 公園・公共建築物などは、子どもや子ども連れなどにやさしい整備を推進します。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の基準に沿った整備を推進します。 | <u>都市政策課</u> |
| ■ 安全な歩行空間の確保 | 歩道の整備、歩道の段差解消など、安心して出かけられる歩行空間の整備を推進します。 | <u>都市政策課</u> |
| ■ <u>乳幼児、妊産婦に配慮した避難所機能の強化について</u> | <u>扶桑町児童センターにおいて、乳児・妊産婦の避難所生活に配慮した受入ができるよう整備をします。</u> | <u>防災安全課</u> <u>子ども課</u> |

※「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方です。